

農場点検シート

令和7年5月14日

栃木県農政部経営技術課

【点検日】	年	月	日	【組織名】	【生産者名】						
【年齢】	歳	【性別】		【農業経験】	年	【農業以外経験】	年				
※ 記入は任意											
【取扱い作物(面積)】	①	(a)	、	②	(a)	、	③	(a)
【従業員数】	家族:	人	、	雇用:	人						
【調査担当者名】											

No	項目	取組内容	国際水準GAPガイドライン	必要書類					適合性 (適合・不適合・該当外)	コメント	
				手順	掲示	記録	その他	写真			
共通											
1	農場経営管理	【ほ場の識別】 栽培品目名を特定し、ほ場(ハウスや温室を含む)及び調製保管施設等の管理対象施設を識別した基本情報が記載された台帳(又は地図)を整理している。	青01、 穀01、 飼01、 そ01								
2	農場経営管理	【各業務の責任者】 各業務の責任者(農場、商品管理、肥料管理、農薬管理、労働安全、労務管理等)を定めて、農場内に周知している。 ・各責任者が、役割について理解し、責任者としての能力を向上するための体制が整備されている。	青02、 穀02、 飼02、 そ02								
3	農場経営管理	【農場の理念】 農場経営に必要な食品安全、環境保全、労働安全、人権保護、農場経営管理の継続的改善に関する経営理念を明確にし、それに沿った方針を策定し、農場の全従業員に周知している。	青03、 穀03、 飼03								

No	項目	取組内容	国際水準GAPガイドライン	必要書類					適合性(適合・不適合・該当外)	コメント
				手順	掲示	記録	その他	写真		
4	農場経営管理	<p>[農場のルール]</p> <p>本チェックシートを踏まえて農場のルールを定め、ルールにしたがって実施・記録している。</p> <p>・年1回以上、記録を自己点検し、不適合だった項目の改善を図るとともに、ルールの見直しをしている。</p>	青04、 穀04、 飼04、 そ04							
5	農場経営管理	<p>[知的財産の保護・活用]</p> <p>他人の知的財産((品種、技術、商品の名称、ブランド、地理的表示等)を侵害していない。</p> <p>農業者が新たに品種や技術等を開発した時に、知的財産を保護する手段を理解し、必要に応じて活用している。</p> <p>・登録品種の種苗等(採取した種子、自家増殖した苗、果樹の枝等)を、有償無償にかかわらず、権利者の許可なく他人に譲渡していない。また、不要となった種苗等を、他人が持ち出したりしないよう、適切に処分している。</p> <p>・必要により、農業者自らが開発した品種や技術・ノウハウ(知的財産)を、例えば以下の取組により保護し、活用している。また、他者の権利を侵害していない。</p> <p>活用手段(権利化、秘匿、公開)決定前の技術内容等の秘匿、技術内容等の文書化、活用手段の適切な選択</p>	青05、 穀05、 飼06、 そ05							
6	農場経営管理	<p>[生産計画の策定及び見直し]</p> <p>(PDCAサイクルの実践)</p> <p>・以下の自己点検を行っている。</p> <p>(PLAN 計画)栽培計画を作成し、改善が必要な点検項目を設定する。</p> <p>(DO 実践)点検項目を実践し、それを記録し保存する。</p> <p>(CHECK 点検)実施した項目を点検し、評価する。</p> <p>(ACTION 改善)今後、改善が必要な部分を把握し、見直す。</p> <p>・自己点検に加え、産地の責任者等による内部点検、取引先による第三者点検、又は審査認証団体等による第三者点検のいずれかの客観的な点検を活用している。</p>	青06、 穀06、 飼07、 そ06							

No	項目	取組内容	国際水準GAPガイドライン	必要書類					適合性(適合・不適合・該当外)	コメント
				手順	掲示	記録	その他	写真		
7	農場経営管理	<p>[農場管理の記録、保管]</p> <p>農場管理の記録(施肥、農薬の使用記録、資材等の購入、出荷の記録等)を作成している。</p> <p>クレーム等が発生した際、必要な農場管理の記録を速やかに取り出せるよう整理された状態で一定期間保管している。</p> <p>(施肥の記録)</p> <p>施肥の都度以下の内容を記録している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日付、場所、施肥した農作物、肥料の名称、面積、施肥量 <p>(肥料や農薬等の資材管理状況の購入記録)</p> <p>肥料、農薬、種子、苗、堆肥、土壤改良資材等の購入伝票等を保存している。</p> <p>(出荷の記録)</p> <p>出荷(販売)の際に以下の項目を記録している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・品名、出荷先の名称及び所在地、出荷年月日、出荷量、残留農薬や微生物等の検査を実施した場合は、その記録 ・(米の場合、米トレーサビリティ法に対応するため、上記項目に加えて)産地、用途限定米穀についてはその用途 <p>(記録の保管)</p> <p>出荷に関する記録を1~3年間保管(保存期間は取扱う食品等の流通実態・法令に応じて設定(米の場合は、3年間))している。</p> <p>出荷に関する以外の記録については、取引先等からの情報提供の求めに対応するために必要な期間保存している。</p>	青07、 穀07、 飼08、 そ07							
8	食品安全	<p>[リスク管理(食品安全)]</p> <p>作業工程ごとに、食品安全(品質を含む)の観点からリスク評価を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場、栽培、収穫、運搬、調製、選別、出荷等の作業工程ごとに食品安全の観点からリスク評価を行いその内容を記録している。 ・リスクが高い危害要因について、危害要因によるリスクを防止・低減する対策を決めて、その対策のルールを設定し、これに基づいて対策を実施・検証・見直している。 	青08、 穀08、 飼09							

No	項目	取組内容	国際水準GAPガイドライン	必要書類					適合性(適合・不適合・該当外)	コメント
				手順	掲示	記録	その他	写真		
9	労働安全	[リスク管理(労働安全)] 作業工程ごとに労働安全の観点からリスク評価を実施する。 ・ほ場、栽培、収穫、運搬、調製、選別、出荷等の作業工程ごとに労働安全の観点からリスク評価を行いその内容を記録している。 ・リスクが高い危害要因について、危害要因によるリスクを防止・低減する対策を決めて、その対策のルールを設定し、これに基づいて対策を実施・検証・見直している。	青09、 穀09、 飼10、 そ09							
10	環境保全	[リスク管理(環境保全)] 作業工程ごとに環境保全の観点からリスク評価を実施している。 ・ほ場、栽培、収穫、運搬、調製、選別、出荷等の作業工程ごとに環境保全の観点からリスク評価を行いその内容を記録している。 ・リスクが高い危害要因について、危害要因によるリスクを防止・低減する対策を決めて、その対策のルールを設定し、これに基づいて対策を実施・検証・見直している。	青10、 穀10、 飼11、 そ10							
11	農場経営管理	[トレーサビリティの確保] 収穫及び出荷の記録を付け保存している。 出荷する農産物に適正な表示をしている。 ・ほ場ごとに品目、収穫日、収穫数量を記録し、栽培記録や衛生管理等の他の記録と紐づけしている。 ・出荷品目、出荷日、出荷数量、出荷先を記録し、収穫記録と紐づけできるようにしている。	青11、 穀11、 飼12、 そ11							
12	農場経営管理	[外部委託先との契約] 農場が外部委託先と契約を結んでいる場合、農場と外部委託先との間で交わされた契約文書に、下記①～⑤の内容が含まれている。 なお、農場と外部委託先が契約文書を交わせない場合には、外部委託先が公開・提示している文書(約款等)を農場が確認することで契約文書として代替することができる。 ①農場の経営者名、住所及び連絡先、②外部委託先の名称、所在地、連絡先及び代表者名、③外部委託する業務(工程)及びその業務(工程)に関するルール、④上記③について農場が定めたルールに従うことの合意、 ⑤契約違反の場合の措置に関する合意	青12、 穀14、 飼14、 そ12							

No	項目	取組内容	国際水準GAPガイドライン	必要書類					適合性(適合・不適合・該当外)	コメント
				手順	掲示	記録	その他	写真		
13	農場経営管理	[サービス提供者の評価及び選定] 残留農薬、水質、重金属類、微生物、放射性物質等の食品安全に関する検査を行う機関は、該当する分野で下記のいずれかを満たしていることを確認している。 ・厚生労働省の登録検査機関 ・ISO/IEC 17025認定機関 資材やエネルギーの取引先に関して、信頼性を評価している。	青13、穀15、飼15							
14	農場経営管理	[クレーム及び農場のルール違反への対応] 農場のルール違反及び商品に関する苦情・異常が発生した場合の対応について文書化された管理手順があり、下記が明確になっている。 ・責任者への連絡 ・状況及び影響の把握 ・応急対応(影響がある出荷先及び関係機関への連絡・相談・公表、商品回収、不適合品の処置等を含む) ・原因追及 ・是正処置 農場のルール違反及び商品に関する苦情・異常が発生した場合、上記管理手順に従って対応し、その記録を保存している。	青14、穀16、飼16、そ14							
15	農場経営管理	[事故や災害等に備えた農業生産維持・継続のための対策] 「自然災害等のリスクに備えるためのチェックリスト」及び「農業版BCP(事業継続計画書)」を作成している。 農業保険(収入保険、農業共済)に加入するなどの対策をしている。	青15、穀17、飼17、そ15							
16	人権保護	[人権侵害防止] 雇用条件を提示し、遵守している。 ・作業者を差別しない。 ・外国人労働者の場合には、労働者が理解できる言語で労働条件を文書で示している。	青16、穀18、飼18、そ16							
17	人権保護	[適切な外国人雇用] 技能実習生など、外国人雇用がある場合は在留資格や就労許可を確認し、関係法令に基づき適切に受け入れている。 ・受入れ及び離職時にはハローワークへ必要な届け出を行っている。 ・快適な住環境を提供している。	青17、穀19、飼19、そ17							

No	項目	取組内容	国際水準GAPガイドライン	必要書類					適合性(適合・不適合・該当外)	コメント
				手順	掲示	記録	その他	写真		
18	人権保護	[話し合いによる家族経営の実施] 家族で話し合い、役割分担等を決定している。 ・家族の合意が得られれば、報酬等を含む「家族経営協定」を締結している。	青18、 穀20、 飼20、 そ18							
19	人権保護	[労働条件の遵守・意見交換の実施] 労働者名簿、賃金台帳、出勤簿を整備している。 話し合いなどで従業員の不平や不満を把握し、改善する努力をしている。	青19、 穀21、 飼21、 そ19							
20	農場経営管理	[教育訓練の実施] 各担当の責任者は担当範囲の農場ルールについて作業者を教育し、実践できるようになるまで訓練している。 ・外国人雇用者がいる場合、写真やイラスト、母国語への翻訳などにより、理解できる方法で教育訓練を行っている。	青20、 穀22、 飼22、 そ20							
21	人権保護 農場経営管理	[保険] 万一の事故に備え、農作業従事者を保護するための労災保険や傷害共済等の保険に加入している	青21、 穀23、 飼23、 そ21							
22	労働安全 人権保護	[教育訓練の実施] 機械作業、高所作業又は農薬散布作業等の危険を伴う作業の従事者へ必要な能力、資格等を取得させている。または、従事者を制限している。	青22、 穀25、 飼25、 そ22							
23	労働安全	[保護具の着用・管理] 安全に作業を行うための服装や保護具の着用・管理を実施している。	青23、 穀26、 飼26、 そ23							
24	労働安全	[事故対応手順] 連絡方法などを含めた事故対応手順を定めて緊急事態の備えをしている。 ・ケガや農薬事故等に備え、病院等の緊急時の連絡先を目立つ場所に表示するなど、作業者に分かるようにしている(農薬事故は、日本中毒情報センター029-852-9999)。 ・ケガに備え、ほ場や出荷調製施設等に、清潔な水と救急箱を備えている(又は持参している)。	青24、 穀27、 飼27、 そ24							

No	項目	取組内容	国際水準GAPガイドライン	必要書類					適合性(適合・不適合・該当外)	コメント
				手順	掲示	記録	その他	写真		
25	農場経営管理	<p>[入場時のルール]</p> <p>農産物の汚染や事故を防止するため、労働安全(入場者のけが防止を含む)、食品安全、環境への配慮に関する入場時のルールを定めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問者を含め、入場時のルールを入口への掲示や口頭注意などで周知している。 ・農産物の取扱規則(農産物汚染や異物混入等を防止するルール)を、口頭や掲示等で、全ての作業者に周知徹底している。 (病原性微生物による汚染の防止) ・経口感染する疾病にかかっている人やケガをした人は、収穫や出荷調製など農産物に直接触れる作業をしない。 	青25、 穀28、 飼28							
26	食品安全 農場経営管理	<p>[手洗い・トイレの確保]</p> <p>ほ場や施設から通える場所での清潔な手洗い設備やトイレ設備の確保等による衛生管理を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農産物に直接触れる作業者は、作業に入る前及びトイレの後など作業に戻る前に、必ず石けんで手を洗っている。 ・ほ場や施設の周辺に、短時間で行くことができる清潔なトイレがあり、石けんと手を洗う水を常備している。 	青26、 穀29、 飼29、 そ26							
27	食品安全	<p>[土壤等のリスク管理]</p> <p>土壤の汚染及び土壤中の危害要因に由来する農産物の汚染の可能性に関する評価を行い、評価結果に基づく対策を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場や周辺に、農作物に悪影響を及ぼす可能性のある以下のような病原性微生物や有害な化学物質がないか確認している。 野積みの家畜ふん尿、雨ざらしの肥料、漏れた燃料、農薬空容器等 	青27、 穀30、 飼30、 そ27							
28	環境保全	<p>[土づくり]</p> <p>土づくり等を通じた適正な土壤管理をしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施肥基準等に基づき、堆肥の施用、稲わら等のすき込み又は緑肥の栽培をしている。 ・堆肥を施用するときには、施肥基準に基づき、堆肥の肥料成分を考慮して化学肥料を減肥している。 	青28、 穀32、 飼32、 そ28							

No	項目	取組内容	国際水準GAPガイドライン	必要書類					適合性(適合・不適合・該当外)	コメント
				手順	掲示	記録	その他	写真		
29	環境保全	[土壤侵食の防止] 土壤侵食を受けやすいほ場では、以下のいずれかの取組を実施している。 ・被覆作物の栽培 ・等高線栽培 ・植生帯の設置 ・風向を考慮した畝立ての実施、防風垣の設置	青29、 穀33、 飼33、 そ29							
30	食品安全	[水のリスク管理] 使用する水の水源やその周辺環境を把握し、水のリスク評価を行い、対策を実施している。 ・収穫期近くや収穫後に可食部に直接かかる水には、水道水を使用している。井戸水の場合は、水質検査を実施して飲用水の規準に適合していることを確認している。 ・水の用途(かん水、防除、農産物洗浄、手洗い等)や使用時期等を踏まえて求められる安全性のレベルを把握し、それぞれの用途・使用時期に適した水を使用している。	青30、 穀34、 飼34、 そ30							
31	食品安全	[養液栽培における培養液の汚染防止] ・使用する水が微生物的及び化学的に汚染されていないか確認している。 ・培養液を定期的に取り替え、又は培養液を再利用する場合は、汚染を低減するための処理をしている。 ・資材や機器を衛生的に保管し取り扱っている。	青31							
32	環境保全	[排水の管理] ほ場及び農産物取扱施設で発生した排水(排水中の栄養成分を含む)やそれに含まれる植物残さ、廃棄物等の適切な管理を行っている。 ・農場からどのような排水が出ているか把握している。 ・排水経路を確認し、水源に流れ込まないよう排水ます、沈殿槽を設置している。機械類等の洗浄場所は洗浄水が河川に流れ込まない場所に設ける。 ・培養液の排液が発生する場合、養分を極力少なくしてから排水している。	青32、 穀35、 飼35、 そ31							

No	項目	取組内容	国際水準GAPガイドライン	必要書類					適合性(適合・不適合・該当外)	コメント
				手順	掲示	記録	その他	写真		
33	食品安全	<p>[農産物取扱施設・設備の保守管理]</p> <p>農産物取扱施設・設備の保守管理、点検、整備、清掃等の適切な管理を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農産物を選別・調製・保管・包装する場所を定期的に清掃し、衛生的な状態に保っている。 ・農産物を選別・調製・保管・包装する場所には、ペット、野生動物、野鳥、虫等が入れないようにになっている。 ・農産物取扱施設・設備に侵入・発生しやすい有害生物(昆虫、小動物、鳥類、かび等)を把握している。 ・有害生物の進入路を塞ぎ、物理的に駆除している。 ・薬剤駆除は、農産物等の汚染を防止する方法で実施している。 ・農産物取扱施設・設備において、異物、有毒植物等の混入防止を行っている。 	青33、穀37、飼39、そ32							
34	食品安全 農場経営管理	<p>[異物等の混入防止]</p> <p>農産物取扱工程において、異物混入やアレルゲンと農産物の交差汚染の防止対策を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出荷する農産物に、ゴミ、毛髪、たばこの吸殻、ガラスなどの異物が混入しないようにしている。 ・選別で取り除かれた植物残さやゴミを特定の場所にまとめ、その場所を清掃している。 ・農産物の取扱規則(農産物汚染や異物混入等を防止するルール)を、口頭や掲示等で、全ての作業者に周知徹底している。 ・喫煙、飲食をする場所を定め、それ以外は禁止する等、異物やアレルギー物質を作業場に持ち込まない措置を講じている。 ・作業者にアレルギー物質を周知している。 ・アレルギー物質となる農産物とそうでない農産物の分離・識別管理を徹底している。 ・アレルギー物質を使った後の機器類を徹底して清掃、洗浄している。 	青34、穀38、飼40、そ33							
35	食品安全	<p>[農産物取扱施設における衛生管理]</p> <p>農産物取扱施設において衛生管理を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農産物を適切(最適な温度・湿度を維持する等)に保管、貯蔵している。 ・農産物を選別・調製・保管・包装する場所を定期的に清掃し、衛生的な状態に保っている。 ・必要に応じて、貯蔵・輸送時に適切な温度管理を実施している。 	青35、穀39、飼41、そ34							

No	項目	取組内容	国際水準GAPガイドライン	必要書類					適合性(適合・不適合・該当外)	コメント
				手順	掲示	記録	その他	写真		
36	食品安全 環境保全 労働安全	<p>[器具等の管理]</p> <p>器具、容器、設備、機械・装置及び運搬車両を把握し、安全装備等の確認、衛生管理、使用前点検、使用後の整備及び適切な管理を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備、機械・装置及び運搬車両等の管理責任者を定め、定期的に必要な点検を行っている。 ・点検記録を残している。 ・設備、機械・装置及び運搬車両等の使用後は適切に洗浄、拭取り等をして衛生的に管理している。 ・機械器具の安全装置等を使用前に点検し、異常がある場合には調整又は修理している。また、使用後にも整備し、適切に管理している。 	青36、 穀40、 飼42、 そ35							
37	農場経営管理	<p>[計量機器の点検・校正]</p> <p>計量機器の点検・校正を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計量機器の定期点検を実施している。 ・計量機器の一覧表を作成し、点検の実施結果を記録している。 	青37、 穀41、 飼43、 そ36							

No	項目	取組内容	国際水準GAPガイドライン	必要書類					適合性(適合・不適合・該当外)	コメント
				手順	掲示	記録	その他	写真		
38	食品安全	<p>[器具・安全性の確認及び管理]</p> <p>栽培・収穫・調製・運搬に使用する器具・包装容器等や掃除道具及び洗浄剤・消毒剤・機械油等の安全性を確認するとともに、適切な保管、取扱、洗浄等を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収穫用コンテナ(底のスポンジを含む)や収穫器具(はさみ、ナイフ等)を清潔に管理している。 ・収穫用コンテナに、農産物以外のもの(弁当、道具、農薬、燃料等)を入れていない。 ・包装資材や包装容器を農薬、肥料、燃料、衛生害虫用殺虫剤、動物の排せつ物等の汚染のない清潔な場所で保管している。 ・機械や運搬車両、容器類が農産物に直接接触するのに適した材質、安全性を有していることを確認している。 ・農産物の容器包装には、食品衛生法の「食品、添加物等の規格基準」を満たしたものを選定している。 ・機械や器具の洗浄に使用する洗剤、潤滑油等は農産物に接触しても問題のないものを選定し、使用している。 ・梱包の際に封入する緩衝材、フィルム、結束テープ、新聞紙等についても材質を調べる、業界団体の見解を確認する等、問題がないか確認している。 ・鮮度保持や洗浄を目的として使用する資材等(封入物、清拭、散布・浸漬・塗布剤)も、食品への使用が許可されているか、安全性に問題がないか確認している。 ・包装資材・容器類の点検・修理・交換などを行い、衛生的に保管し、取り扱っている。 ・用途別、場所別に清掃道具を準備し、分別して保管し使用している。掃除道具は衛生的に保管し、適切な頻度で交換している。 	青38、 穀42、 飼44、 そ37							
39	労働安全	<p>[機械器具等の適正な使用]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機械等の取扱説明書を熟読し、すぐに取り出せる場所に保管している。 ・機械等への詰まりや巻き付き物を除去する際には、エンジンを停止し、昇降部落下防止装置を固定している。 ・乗用型トラクター使用時には、シートベルトを装着し、移動時には左右ブレーキを連結している。 ・脚立を使用するときには、固定金具を確実にロックしている。 	青39、 穀43、 飼45、 そ38							

No	項目	取組内容	国際水準GAPガイドライン	必要書類					適合性(適合・不適合・該当外)	コメント
				手順	掲示	記録	その他	写真		
40	食品安全 環境保全 労働安全	<p>[燃料類の保管]</p> <p>燃料類を適切に保管している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・燃料を保管する際には、燃料に適合した容器を使用し、保管場所には可燃物を置かないようにするとともに、消火器又は乾燥砂等を備えている。 ・流出時の連絡先(市町の環境部局)を目立つ場所に表示している。 ・燃料は保管・使用場所での火気厳禁や、内容物にあった保管容器の使用を徹底している。 ・燃料は消防法や自治体の条例による規制を遵守して管理し、流出防止・火災防止に努めている。 ・農産物に燃料が付着しないよう、流出した燃料が水源や土壤を汚染しないよう燃料漏れ対策を講じている。 ・石油類に該当する危険物(はく離剤、インク、洗浄剤、有機溶剤等)も定められた保管方法を遵守し、消防設備の準備、漏れ対策を講じて適切に管理している。 	青40、 穀44、 飼46							
41	環境保全	<p>[温室効果ガスの削減]</p> <p>温室効果ガスの削減に資する取組を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・燃料や電気等のエネルギー使用量を把握した上で、作業工程の見直しによる効率的な農機の運転や、必要以上の加温、冷房、乾燥、照明等の回避などを工夫している。 ・省エネルギーに留意した農業機械・装置、車両、施設の適切な使用を行っている。 ・局所施肥や肥料の利用効率の高い分肥、緩効性肥料の施用など農場由来の温室効果ガスの削減に努めている。 ・土壤への堆肥や緑肥等の継続的な施用、病害虫がまん延する可能性のある場合を除く作物残さのすき込みなどほ場への炭素貯留に努めている。 	青41、 穀45、 飼47、 そ40							
42	食品安全 環境保全	<p>[廃棄物の管理]</p> <p>農場から出る廃棄物を把握し、適切に分別・管理して処分するとともに、作物残さ等の有機物のリサイクルに取り組むなど廃棄物の削減を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農場から発生する廃棄物を把握し、廃棄物自体を削減する方法を検討している。 ・農薬の空容器は、地域協議会や農協の回収又は産業廃棄物処理業者等を利用して処分している。 ・病害虫のリスクがない場合、植物残さを、以下のように有効に活用している。 	青42、 穀46、 飼48、 そ41							

No	項目	取組内容	国際水準GAPガイドライン	必要書類					適合性(適合・不適合・該当外)	コメント
				手順	掲示	記録	その他	写真		
43	環境保全 労働安全	<p>[農場内の整理・整頓]</p> <p>農場内の整理・整頓・清潔・清掃を実施している。</p> <p>農業生産活動に伴う廃棄物の不適切な処理・焼却を回避している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 農場内は定期的に巡回し、清掃を行っている。 農産物取扱施設は使用前後に清掃し、清潔にしている。 農場内に不用品は放置せず、適切に処分している。 農場内の器具、容器、設備、機械・装置等は整理整頓している。 廃ビニール、廃プラスチック、残った農薬、農業機械の部品、廃油等の処理は、地域の指導に従い、運搬や処分の資格を有する産業廃棄物運搬業者・処理業者等に委託し適切に処理している。 作物残さと農業資材等を適切に分別している。 	青43、 穀47、 飼49、 そ42							
44	環境保全	<p>[周辺住民等に対する配慮]</p> <p>農場の周辺環境を把握し、騒音、振動、悪臭、煙・ほこり・有害物質の飛散・流出等のトラブルが発生していないか把握している。</p> <ul style="list-style-type: none"> トラブルを未然に防ぐ対策をとっている。 	青44、 穀48、 飼50、 そ43							
45	環境保全	<p>[鳥獣害被害対策]</p> <p>ほ場等への鳥獣の接近を制限する取組等による生物多様性に配慮した鳥獣被害防止対策を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 鳥獣による被害が想定される地域では、例えば以下のような取組を行っている。 不要な果実や収穫残などを放置していない。 侵入防止柵を設置している。 	青45、 穀49、 飼51、 そ44							
46	環境保全	<p>[特定外来生物対策]</p> <p>特定外来生物であるセイヨウオオマルハナバチを飼養する場合は、以下の取組を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境省の許可取得 栽培施設の全ての開口部のネットでの被覆 出入口への二重の戸の使用、又はネットでの二重被覆 栽培施設への許可証の掲出 使用後のハチの確実な殺処分 <p>その他外来生物を利用する場合は、適切な飼養管理を行っている。</p>	青46							

No	項目	取組内容	国際水準GAPガイドライン	必要書類					適合性(適合・不適合・該当外)	コメント
				手順	掲示	記録	その他	写真		
47	食品安全	<p>[種苗の管理] 信頼できる供給元から適正な手段で種苗を入手し、育苗の管理や種苗の調達に関する記録を保管している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・購入する種苗の表示(種苗業者、品種、農薬の使用履歴、ロット番号等)を確認して記録している。 ・自家増殖する種苗は採種ほ場を記録している。 ・定植までに育苗する場合は、育苗場所や施設名、品目・品種、培土・施肥、農薬の使用履歴等を記録している。 	青47、穀50、飼52、そ45							
48	食品安全	<p>[ドリフト対策] 周辺ほ場及びほ場内の隣接する作物からの農薬ドリフトの影響を回避している。</p>	青48、穀51、飼54、そ46							
49	環境保全	<p>[IPM] 病害虫・雑草が発生しにくい生産条件を理解し、実践している(IPMにおける「予防」)。 周辺の雑草防除、土壤消毒、防虫ネットや防草シートの使用、水田の取り置き苗や施設内の観賞用鉢花の処分</p>	青49、穀52、飼55、そ47							
50	環境保全	<p>[IPM] 病害虫防除に際しては、以下のような取組で発生状況を把握し、防除の必要性やタイミングを判断している(IPMにおける「判断」)。 ほ場の観察、トラップや粘着板による確認、病害虫発生予察情報の確認、農協や農業振興事務所からの情報等</p>	青50、穀53、飼56、そ48							
51	環境保全	<p>[IPM] 病害虫防除に際しては、化学農薬散布以外の以下の方法も実施している(IPMにおける「防除」)。 罹病株の抜取り処分、天敵や微生物農薬の使用、気門封鎖型農薬の散布、粘着シートの設置、非散布型農薬の使用等</p>	青51、穀54、飼57、そ49							
52	食品安全	<p>[農薬使用計画の策定] 使用する予定の農薬の情報をまとめ、使用基準違反を防ぐため、農薬使用計画を策定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農薬の使用に際しては、農林水産省の登録を確認している。 ・非農耕地除草剤や、無登録農薬の疑いのある資材を使用していない。 	青52、穀55、飼58、そ50							

No	項目	取組内容	国際水準GAPガイドライン	必要書類					適合性(適合・不適合・該当外)	コメント
				手順	掲示	記録	その他	写真		
53	食品安全	[農薬の適正な使用] 農薬使用計画に基づき、農薬の使用的都度、容器や包装のラベルに記載されている以下の表示内容を守って農薬を使用している。 適用作物、使用量、希釈倍数、使用時期、使用回数、使用上の注意等	青53、 穀56、 飼59、 そ51							
54	環境保全	[農薬の調製] 散布液を調製する際は、周辺環境を汚染させない場所で必要な量だけ調製し、使用後の計量機器は適切に洗浄している。	青54、 穀57、 飼60、 そ52							
55	環境保全	[農薬の散布] 農薬散布時における周辺作物・周辺住民等への影響を回避している。 ・農薬散布を行う際には、事前には場周辺の住民、生産者、特に有機農業者、養蜂業者等に対して、農薬の使用目的、使用農薬、散布日時などについて、情報提供している。 ・近隣に影響の少ない天候や時間帯に、散布圧に注意して散布している。 ・住宅地等に近接するほ場では、散布時には、周辺住民への影響を回避している。 ・周辺へのドリフトの危険性を把握し、農薬散布を行う際には、風向きや風の強さ、散布方法(ドリフト低減ノズルの利用等)等に注意して実施している。	青55、 穀58、 飼61、 そ53							

No	項目	取組内容	国際水準GAPガイドライン	必要書類					適合性(適合・不適合・該当外)	コメント
				手順	掲示	記録	その他	写真		
56	労働安全	<p>[農薬散布時の装備] 農薬の容器等の表示内容を確認している。その上で、以下について適切に対応する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全な作業を行うため、防除衣・防護服を適切に着用する。 ・調製、防除を適切に行う。 ・農薬散布後は、片付け手順に従い作業するとともに、防除衣・防護具は適切に洗浄・乾燥し、他への汚染がないように適切に保管している。 ・農薬散布作業者は、ラベルの指示に従って、防護服や以下の保護具を着用している。 農薬用マスク、ゴーグル、ゴム手袋、ゴム靴等 ・防除衣や保護具は防除後に他の洗濯物と分けて洗浄し、農薬や農産物と分けて保管している。 <p>農薬のラベルの指示がある場合は、対策を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被覆をする農薬を使用する際には、使用上の注意事項を守るとともに、被覆を完全に行うなどの揮散防止に努めている。 ・ラベルの指示がある場合は、農薬使用後の立入の禁止・制限等を実施している。 	青56、穀59、飼62、そ54							
57	食品安全 環境保全	<p>[散布機の点検・洗浄] 農薬散布前に、機器の点検をしている。</p> <p>農薬は、残液が出ないよう使い切る。また、残液が出た場合は適切に処理するとともに、散布機器は十分に洗浄をしている。</p> <p>防除器具、防除衣等の保護装備を洗浄した水は、その農薬を散布した場に浸透するなど、適切に処理している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・動噴等の農薬散布器具を使用前に点検し、前回使用した農薬が残っていないことを確認している。 ・農薬は、残液が出ないよう使い切る。また、残液が出た場合は適切に処理するとともに、散布機器は十分に洗浄をしている。 ・農薬散布後には、その都度散布機(特に、タンク内、ホース内、ノズル内)を重点的に洗浄している。 	青57、穀61、飼64、そ55							

No	項目	取組内容	国際水準GAPガイドライン	必要書類					適合性(適合・不適合・該当外)	コメント
				手順	掲示	記録	その他	写真		
58	食品安全	<p>[農薬散布の記録・保存]</p> <p>農薬を使用したときは、以下の内容を記録し、その記録を保存している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 日付、場所、使用した農作物、農薬の商標名又は有効成分、使用量及び希釈倍数 ・購入苗の場合、添付されている生産履歴の保存している。 	青58、穀62、飼65、そ56							
59	食品安全 環境保全 労働安全	<p>[農薬の保管・管理]</p> <p>食品安全(容器移し替え禁止、いたずら防止の施錠等)、環境保全(流出防止対策等)、労働安全(毒劇・危険物表示、通気性の確保等)に配慮した農薬の保管、在庫管理を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農薬を鍵のかかった施設や保管庫に安全に保管し、責任者が鍵を管理している。 ・毒物や劇物に該当する農薬を保管している場合、「医薬用外毒物」や「医薬用外劇物」の表示をしている。また、他の農薬とは区別して保管している。 ・在庫台帳等に、入庫・出庫の記録をして在庫を管理している。 ・農薬を他の容器(ペットボトルや栄養ドリンクの瓶等)に移しかえていない。 ・人が立入できる保管庫に農薬を保管する場合、換気口を設置するなど、通気性を確保している。 <p>(液状農薬流出時の備え)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・液状の農薬を粉状や粒状の農薬の下の棚に置いている。 <p>(開封した農薬の流出防止)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開封した農薬を保管する場合、瓶のフタや袋の開け口をきちんと閉めている。また、流出防止対策として、保管時には、プラスチックのトレー等で保管している。 ・農薬が保管場所で流出した場合、安全に処分できるように、砂、ほうき、ちりとり等を用意している。 	青59、穀63、飼66							
60	食品安全	<p>[農薬適正使用の指示・検証]</p> <p>農薬の責任者による農薬適正使用の指示と検証が行われている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農薬責任者が日々の散布記録を確認している。 ・農薬責任者は、出荷前に農薬の使用を確認し、不適切な使用がないか、在庫記録、使用記録を照合している。 ・必要に応じて農薬使用計画を修正している。 	青60、穀64、飼67、そ58							

No	項目	取組内容	国際水準GAPガイドライン	必要書類					適合性(適合・不適合・該当外)	コメント
				手順	掲示	記録	その他	写真		
61	食品安全 環境保全 農場経営管理	[堆肥施用] 発酵が不十分な堆肥を使用していない。 堆肥原料の由来を確認し、適正な堆肥を施用している。 [堆肥中の病原性微生物汚染や雑草の種子混入の防止] ・家畜ふん堆肥については、数日間高温で発酵したものを用いている (55°C3日間発酵が望ましい。発酵温度を確認できない場合は、堆肥施用後60日を経過してから収穫している。)。	青61、 穀65、 飼68、 そ59							
62	食品安全 環境保全	[肥料等の安全性・成分の確認] 肥料等(土壤改良の目的では場に投入する資材、客土等を含む)を使用する場合は、原材料・製造工程の把握により安全性・成分を確認するとともに、食品安全、環境保全に配慮した施肥計画を策定している。 ・「放射性セシウムの含有量が低く、当面、検査の必要性が低い肥料」として公表されていない肥料等については、購入先等から、原材料・製造工程等の情報を入手し、汚染リスクがないかを確認している。	青62、 穀66、 飼69							
63	環境保全	[施肥計画に基づく施肥の実施] (地下水等の汚染防止) 土壤診断結果や県の施肥基準に基づいて施肥計画・設計を立てた上で、施肥を実施している。	青63、 穀67、 飼70、 そ61							
64	農場経営管理	[肥料散布の記録・保存] 施肥の記録を作成し、保存している。 施肥の都度以下の内容を記録している。 日付、場所、施肥した農作物、肥料の名称、面積、施肥量、施肥方法、施肥機械、作業者名	青64、 穀68、 飼71、 そ62							

No	項目	取組内容	国際水準GAPガイドライン	必要書類					適合性(適合・不適合・該当外)	コメント
				手順	掲示	記録	その他	写真		
65	食品安全 環境保全 労働安全	<p>[肥料の保管・管理]</p> <p>肥料等の保管は、食品安全、環境保全、労働安全に配慮している。</p> <p>在庫台帳等に、入庫・出庫の記録をして在庫を管理している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 直射日光、高温、雨、露及び霜の影響を受けない屋根等の覆いがあり、農薬等による汚染のない清潔な場所で肥料を保管している。 肥料等が農産物や収穫・調製関連の機械・器具と接触しないように保管・管理している。 農薬入り肥料や石灰窒素など農薬登録のあるものは、ほかの肥料等と区別して保管する。 堆肥の保管は、流出、浸出液による水源汚染や、原料の家畜ふんや未熟堆肥との交差汚染を防ぐ対策をしている。 発熱、発火、爆発の恐れがある肥料は保管方法を確認し、適切に保管している。 大量に肥料を保管する場合は、荷崩れ等が起こらないようにしている。 	青65、 穀69、 飼72							
66	労働安全	<p>[ボイラーの設置]</p> <p>ボイラー及び圧力装置の設置・使用に必要な届出、取扱作業主任者を設置している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ボイラー設置時の届出、落成検査等を実施している。 使用する装置に応じた取扱の有資格者の中から取扱作業主任者を配置している。 	青76							
67	農場経営管理	<p>[ボイラーの点検]</p> <p>ボイラー及び圧力容器の定期自主点検を実施し、点検結果の検査記録を3年間保管している。</p>	青77							
りんご										
68	食品安全	<p>[りんごのかび毒(パツリン)防止・低減対策]</p> <p>収穫用コンテナの洗浄や、傷果発生防止のため、丁寧な収穫・出荷、腐敗果の選別等を徹底している。</p>	青78							

No	項目	取組内容	国際水準GAPガイドライン	必要書類					適合性(適合・不適合・該当外)	コメント
				手順	掲示	記録	その他	写真		
穀物・飼料作物										
69	農場経営管理	[用途限定米穀、食用不適米の適正処理] 用途限定米穀、食用不適米穀を適切に保管、販売・処分している。 ・区分して保管し、票せんによる用途の提示を行っている。 ・販売・譲渡するときには、容器または包装に「用途」を明記し、他の用途への転用防止対策を行っている。 ・販売先と法令に基づき契約している。 ・食用不適米穀は廃棄、又は、食用に供しない物資の加工・製造用途に使用している。	穀13、飼13							
70	農場経営管理	[乾燥調製貯蔵施設の管理・運営] 乾燥調製貯蔵施設を運営するために必要な知識や資格を身に付けた人員が配置されている。 施設の管理者とオペレーターの責任分担が明確化されており、適正な管理・運営が行われている。 ・施設の適正な管理及び運営を行っている。 ・管理者とオペレーターの責任分担を明確にしている。 ・あらかじめ想定される異常事態とその対処方法についてのマニュアルを作成している。	穀24、飼24							
71	環境保全	[水田代かき後の濁水流出防止] 水田代かき後の濁水流出の防止対策を実施している。 ・水田の代かきは浅水状態で行っている。 ・あぜ塗り、あぜシート等を利用している。	穀36、飼36							
72	環境保全	[水田からの農薬の流出防止] 水田からの農薬流出を防止する対策を実施している。 ・用水路等に農薬が流出しないよう1週間程度止水している。 ・止水期間の農薬の流出を防止するために必要な水管理や畦畔整備等の措置を講じている。	穀60、飼63							

No	項目	取組内容	国際水準GAPガイドライン	必要書類					適合性(適合・不適合・該当外)	コメント
				手順	掲示	記録	その他	写真		
穀物										
73	食品安全	<p>[異種穀粒・異物混入の防止]</p> <p>異種穀粒・異物混入を防止する対策を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 貯留ビンや搬入設備等に残留した原料の除去・清掃などを実施している。 未熟粒の多混入、発酵の兆候が見られるもの等とは、混入しないよう区別して搬入している。 品種を変えて乾燥調製する場合、機械の空運転を十分に行い、清掃した後、行っている。 衛生害虫の発生減の根絶、小動物や鳥類の侵入防止対策をしている。 	穀12							
74	食品安全	<p>[カドミウム濃度低減対策]</p> <p>米のカドミウム濃度低減にかかる技術指導(または対策の技術資料)がある場合、その内容に従って適切なカドミウム濃度低減対策を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 米穀やほ場のカドミウム濃度実態を把握している。 高濃度のカドミウムを含む米穀が生産される可能性があると判断される場合は、出穂前後3週間前の湛水管理などカドミウムの吸収抑制対策に取り組んでいる。 	穀31							
75	食品安全	<p>[麦類の赤かび病によるDON・NIV汚染の防止]</p> <p>麦類のDON・NIV等のかび毒汚染低減対策を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 麦類の赤かび病防除のため適期防除をしている。 麦類のかび毒汚染低減のため適期収穫や適切な乾燥調製を実施し、赤かび被害粒の混入を防止している。 	穀70							
飼料作物										
76	農場経営管理	<p>[飼料販売・製造届]</p> <p>飼料又は飼料添加物の製造・販売を行う場合、その事業を開始する2週間前までに飼料製造業者届もしくは飼料販売業者届を提出している。</p>	飼05							
77	食品安全	<p>[重金属濃度低減対策]</p> <p>過去の米穀や生産環境における重金属の情報を踏まえ、必要に応じて、濃度低減にかかる技術指導(または対策の技術資料)がある場合、その内容に従って適切な対策を実施し、効果を確認している。</p>	飼31							
78	食品安全	<p>[飼料及び飼料添加物の製造・販売]</p> <p>規格・基準に適合した飼料及び飼料添加物を製造・販売等している。</p>	飼37							

No	項目	取組内容	国際水準GAPガイドライン	必要書類					適合性(適合・不適合・該当外)	コメント
				手順	掲示	記録	その他	写真		
79	食品安全	[飼料の調製] 飼料の調製には、好気的変敗による変質・かびの発生や異物混入等を防止する対策をしている。	飼38							
80	食品安全	[有害植物対策] 放牧用草地、サイレージの原料生産草地等に有害植物が繁茂しないよう、混入しないように管理している。 有害植物が確認された場所は、家畜が入らない様に隔離措置等を講じている。	飼53							
その他非食用										
81	農場経営管理	[農場の理念] 農場経営に必要な衛生管理、環境保全、労働安全、人権保護、農場経営管理の継続的改善に関する経営理念を明確にし、それに沿った方針を策定し、農場の全従業員に周知している。	そ03							
82	衛生管理	[リスク管理(衛生管理)] 作業工程ごとに、安全な品質確保の観点からリスク評価を実施している。 ・ほ場、栽培、収穫、運搬、調製、選別、出荷等の作業工程ごとに品質確保の観点からリスク評価を行いその内容を記録している。 ・リスクが高い危害要因について、危害要因によるリスクを防止・低減する対策を決めて、その対策のルールを設定し、これに基づいて対策を実施・検証・見直している。	そ08							
83	農場経営管理	[サービス提供者の評価及び選定] 残留農薬、水質、重金属類、微生物、放射性物質等の安全な品質確保に関する検査を行う機関は、該当する分野で下記のいずれかを満たしていることを確認している。 ・厚生労働省の登録検査機関 ・ISO/IEC 17025認定機関 資材やエネルギーの取引先に関して、信頼性を評価している。	そ13							

No	項目	取組内容	国際水準GAPガイドライン	必要書類					適合性(適合・不適合・該当外)	コメント
				手順	掲示	記録	その他	写真		
84	農場経営管理	<p>[入場時のルール]</p> <p>農産物の汚染や事故を防止するため、衛生管理、労働安全(入場者のけが防止を含む)、環境への配慮に関する入場時のルールを定めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問者を含め、入場時のルールを入口への掲示や口頭注意などで周知している。 ・農産物の取扱規則(農産物汚染や異物混入等を防止するルール)を、口頭や掲示等で、全ての作業者に周知徹底している。 	そ25							
85	衛生管理 環境保全 労働安全	<p>[燃料類の保管]</p> <p>燃料類を適切に保管している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・燃料を保管する際には、燃料に適合した容器を使用し、保管場所には可燃物を置かないようにするとともに、消火器又は乾燥砂等を備えている。 ・流出時の連絡先(市町の環境部局)を目立つ場所に表示している。 ・燃料は保管・使用場所での火気厳禁や、内容物にあった保管容器の使用を徹底している。 ・燃料は消防法や自治体の条例による規制を遵守して管理し、流出防止・火災防止に努めている。 ・農産物に燃料が付着しないよう、流出した燃料が水源や土壤を汚染しないよう燃料漏れ対策を講じている。 ・石油類に該当する危険物(はぐ離剤、インク、洗浄剤、有機溶剤等)も定められた保管方法を遵守し、消防設備の準備、漏れ対策を講じて適切に管理している。 	そ39							

No	項目	取組内容	国際水準GAPガイドライン	必要書類					適合性(適合・不適合・該当外)	コメント
				手順	掲示	記録	その他	写真		
86	衛生管理 環境保全 労働安全	<p>〔農薬の保管・管理〕</p> <p>衛生管理(容器移し替え禁止、いたずら防止の施錠等)、環境保全(流出防止対策等)、労働安全(毒劇・危険物表示、通気性の確保等)に配慮した農薬の保管、在庫管理を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農薬を鍵のかかった施設や保管庫に安全に保管し、責任者が鍵を管理している。 ・毒物や劇物に該当する農薬を保管している場合、「医薬用外毒物」や「医薬用外劇物」の表示をしている。また、その他の農薬とは区別して保管している。 ・在庫台帳等に、入庫・出庫の記録をして在庫を管理している。 ・農薬を他の容器(ペットボトルや栄養ドリンクの瓶等)に移しかえていない。 ・人が立入できる保管庫に農薬を保管する場合、換気口を設置するなど、通気性を確保している。 <p>(液状農薬流出時の備え)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・液状の農薬を粉状や粒状の農薬の下の棚に置いている。 <p>(開封した農薬の流出防止)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開封した農薬を保管する場合、瓶のフタや袋の開け口をきちんと閉めている。また、流出防止対策として、保管時には、プラスチックのトレー等で保管している。 ・農薬が保管場所で流出した場合、安全に処分できるように、砂、ほうき、ちりとり等を用意している。 	そ57							
87	衛生管理 環境保全	<p>〔肥料等の安全性・成分の確認〕</p> <p>肥料等(土壤改良の目的で場に投入する資材、客土等を含む)を使用する場合は、原材料・製造工程の把握により安全性・成分を確認するとともに、安全な品質確保、環境保全に配慮した施肥計画を策定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「放射性セシウムの含有量が低く、当面、検査の必要性が低い肥料」として公表されていない肥料等については、購入先等から、原材料・製造工程等の情報を入手し、汚染リスクがないかを確認している。 	そ60							

No	項目	取組内容	国際水準GAPガイドライン	必要書類					適合性(適合・不適合・該当外)	コメント
				手順	掲示	記録	その他	写真		
88	衛生管理 環境保全 労働安全	<p>[肥料の保管・管理]</p> <p>肥料等の保管は、安全な品質確保、環境保全、労働安全に配慮している。</p> <p>在庫台帳等に、入庫・出庫の記録をして在庫を管理している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 直射日光、高温、雨、露及び霜の影響を受けない屋根等の覆いがあり、農薬等による汚染のない清潔な場所で肥料を保管している。 肥料等が農産物や収穫・調製関連の機械・器具と接触しないように保管・管理している。 農薬入り肥料や石灰窒素など農薬登録のあるものは、ほかの肥料等と区別して保管する。 堆肥の保管は、流出、浸出液による水源汚染や、原料の家畜ふんや未熟堆肥との交差汚染を防ぐ対策をしている。 発熱、発火、爆発の恐れがある肥料は保管方法を確認し、適切に保管している。 大量に肥料を保管する場合は、荷崩れ等が起こらないようにしている。 	そ63							